

平成15年 労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 9〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下この問において「徴収法」とは、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のことである。

- A 建設の事業及び立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみが当該事業の事業主となる。
- B 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。
- ① 事業主が同一人であること。
 - ② それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業であること。
 - ③ それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
 - ④ それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること。
 - ⑤ いずれの事業も数次の請負によって行われるものでないこと。
 - ⑥ その他厚生労働省令で定める要件に該当すること。
- C 第1種特別加入保険料率は、労災保険法第33条第1号及び第2号の中小事業主等が行う事業についての労災保険率から、通勤災害に係る災害率を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率である。
- D 第2種特別加入保険料率は、労災保険法第33条第3号及び第4号の一人親方等が行う事業と同種若しくは類似の事業又は同条第5号の特定作業者の従事する作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率(一定の者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率)、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。
- E 第3種特別加入保険料率は、労災保険法第33条第6号及び第7号の海外派遣者が従事する事業と同種又は類似の事業についての労災保険率と同じ率である。